

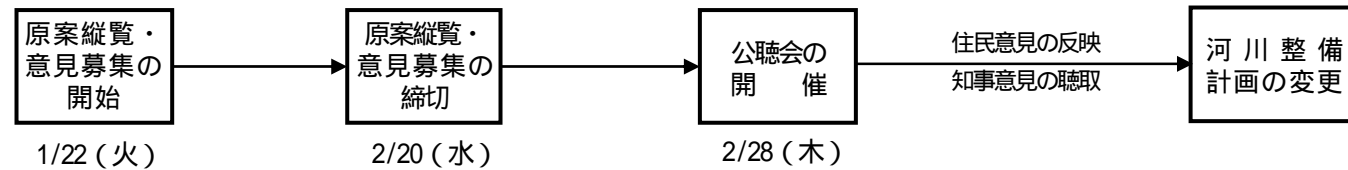
十勝川水系河川整備計画[変更](原案)について

～ 意見を募集します ～

国土交通省 北海道開発局

今後、概ね30年にわたる十勝川水系(大臣管理区間)の具体的な河川整備、維持について定める河川整備計画の一部変更にあたり、十勝川水系河川整備計画[変更](原案)に対して流域内市町村にお住まいの皆様のご意見をお伺いします。

意見募集の流れ



原案の縦覧

- ・原案は、今回の変更内容に係る十勝川流域内の関係市町村各市役所・役場(帯広市、幕別町、中札内村、池田町、豊頃町、浦幌町) 帯広開発建設部(本部、帯広河川事務所、池田河川事務所) 帯広建設管理部(本所)で閲覧いただけます。
- ・帯広開発建設部ホームページでも閲覧いただけます。(http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/hp/kakusyu/houshin-seibi/index.html)

意見の募集

【募集の対象】

- ・十勝川流域内市町村にお住まいの皆様のご意見を募集します。
- ・今回の募集は、変更内容(札内川における取り組み、地震・津波対策等)に関わる意見に限ります。

【提出方法】

意見書(このページの右側)にご記入の上、郵送又はファックスによりお送りください。
 郵送先: 〒080-8585 北海道帯広市西4条南8丁目 帯広開発建設部 治水課宛
 FAX番号: 0155-27-2377(帯広開発建設部 治水課)
 郵送の場合には、封筒に「意見書在中」と記入して下さい。(封筒を縦覧場所で配付していますのでご利用下さい。)
 帯広開発建設部のホームページ(河川整備計画(原案)についての意見募集のページ)
 (http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/hp/kakusyu/houshin-seibi/index.html)へ記入願います。

【締め切り】 平成25年2月20日(水)(必着)

公聴会の開催

・公聴会とは、意見書によって提出された意見を公述する場です。

日時 2月28日(木) 18:30～

場所 とかち館

帯広市西7条南6丁目2番地

【公聴会の実施方法】

公述人は予め提出していただいている意見書の範囲で公述いただけます。
 公述時間は一人当たり15分以内を目安とさせていただきますが、公述していただく人数が多数の場合、短縮させていただきます。
 公述人は公聴会での質問はできません。
 北海道開発局は公聴会では説明を行いません。
 公述人は代理人への公述依頼はできません。
 傍聴人が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。
 傍聴人は公聴会において意見を述べることはできません。
 交通費は支給されません。

問い合わせ先

・北海道開発局 帯広開発建設部 治水課
 TEL 0155-24-4105 (上席治水専門官 川邊)
 (治水専門官 河合)

十勝川水系河川整備計画[変更](原案)に関する

意見書

平成 年 月 日

北海道開発局 帯広開発建設部 治水課 宛

フリガナ

お名前 _____ 年齢 _____ 歳 性別 男・女

十勝川との関わりがありましたらお書き下さい(例: 札内川を川下り等で利用している)

~~~~~ここから下は公表します~~~~~

お住まいの市町村(例: 帯広市)

1. 意見

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

~~~~~ここから上は公表します~~~~~

上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出して下さい。
 頂いた意見は、公述を希望しない場合でも氏名を除いて公表する場合があります。
 ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

2. 公聴会での公述について (印を付けてください)

| | | |
|-----|---------|----------|
| 公 述 | ・ 希望します | ・ 希望しません |
|-----|---------|----------|

公述を希望される方は、時間帯やご意見の内容等について確認させていただく場合がありますので、必ず氏名、連絡先(電話番号)をご記入ください。

連絡先 _____

氏名等の個人情報は河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。